

第2回千代田区特別職報酬等審議会議事録

日 時：平成26年2月5日（水）

場 所：千代田区役所

出席者：（委員）9名（定数10名、欠席：近藤委員）

（説明者）

（事務局）政策経営部長、総務課長

発言者	発言内容
武藤会長	<p>それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>本日、お忙しいところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。</p> <p>ただいまから、第2回「特別職報酬等審議会」を開催いたします。</p> <p>本日、近藤委員は所用のため欠席でございます。平委員が少しおくれるということでございます。塚本委員は特に御連絡がないということですので、そろそろおいでになるかと思えます。</p> <p>初めに、前回会議の会議記録をお手元にお配りしております。皆様に御確認いただき、訂正等がございましたら、2月19日までに事務局に御連絡ください。</p>
総務課長	<p>それでは、前回、何点か追加資料の要求がございましたが、事務局から追加資料の説明をお願いします。</p> <p>総務課長、清水でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、事務局から資料の御説明をさせていただきますと存じます。</p> <p>第1回目の報酬等審議会では何点かこんな資料をとということでしたところでございます。私ども事務局のほうでこしらえさせていただきましたので、今回御用意をさせていただきましたので、少し補足をさせていただきます。</p> <p>まず、資料1、A4の横判1枚紙の資料でございます。</p> <p>「千代田区特別職報酬等審議会意見に対する対応」という資料でございます。</p> <p>前回の会議の中で、直近の答申をいただいたものがどういう形で行政としてそれが採用されているかがわかる形で示していただきたいというお話がございました。それに対する資料でございます。</p> <p>冒頭に書かせていただいております「答申の結論については、平成21年答申及び平成24年答申とも、条例改正を経て結論と同内容で施行済みである」ということでございます。</p> <p>この中身でございますけれども、御案内のとおりだとは思いますが、基本的に答申といたしまして、区長及び議長等の報酬の額につきましては、こういうことがいいですよ、この額がいいですよ、下げるのがいいですよ、据え置きがいいですよと、このような御答申をいただいているのが基本的なところでございます。その理由としていろいろな理由を付記していただいているというスタイルでございます。その額の適否、いただいた中身につきましては、当然のことながら、条例で反映を全てさせていただいている内容でございます。</p> <p>資料に書かせていただいております左側の「意見項目」という列があるかどうかと思えます。そして、真ん中が答申の年次、右側が「内容」というスタイルでございますが、「意見項目」というのは、答申の中に、最後のほうに今後の課題ということで、前回、前々回とも付していただいているところだと御理解いただければと思います。会議といたしましては、会議の中でいろいろな御意見をいただいて、それを答申に反映させる。反映させるのですけれども、それ以外に会として出た意見、課題として</p>

捉えているものと私どもとしては理解しているところでございます。

若干補足をさせていただきます。

分類といたしまして、審議会、報酬等、そして行政委員会委員報酬と3つに分けさせていただいております。

例えば「審議会の諮問対象の範囲の拡大を検討すべき」という御意見につきましては、関連するものとしては、報酬等の2番目「議員の報酬については、費用弁償と政務活動費も含めて議論すべき」あるいは行政委員会委員報酬の部分です。「各行政委員の役割や位置づけ等を総合的に勘案して議論するとともに、審議会の諮問対象とすることも含め検討すべき」と全て関連していることで、課題として捉えられているものでございます。

前回御説明申し上げましたとおり、この審議会の条例上は報酬の額ということでございますので、限定をされているのですけれども、検討させていただいている中身としては、いろいろな手当ですとか、あるいはここで書いております議員の報酬は費用弁償とか政務活動費というのものもあるので、トータルで検討したほうがいいのではないかという御意見の中から課題として挙げられていたと認識しております。

「審議会の常設化を検討すべき」あるいはその下「審議会の開催を必要に応じて増やすなどの検討を行うことが望まれる」ということも含めてでございます。

こちらにつきましては、単なる額の適否、この額が高いのか、安いのか、下げるべきなのか、据え置きなのか、上げるべきなのかということのみならず、額の定め方まで含めて検討する場合には、何回か集まってぱっと決めるのはなかなか難しいですと。やはり必要に応じて常設化をすることも含めて検討したほうがいいのではないのか。あるいは回数そのものをふやしたほうがいいのではないかという課題として挙げられたものでございます。

これは前回御説明申し上げましたとおり、こういった御指摘を踏まえまして、今年度も開催をさせていただいていると御理解いただければと思っております。

その他の文言も含めて、今後の課題ということで御指摘いただいているものに関しましては、今回の会議の中でさらに御議論を深めていただければありがたいと思っております。

資料1の説明でございました。

続きまして、資料2でございます。

前回の会議の中で、23区の区長、副区長、議長以下、報酬がどういう形になっているのか。給料が一体幾らになっているのかという資料を御説明申し上げたところでございます。その中で、私ども千代田区を含めて何区かが、条例の本則だけではなくて、特例条例というものをもう一本、条例をつくって、本則よりも実際には下げた金額で給料等を支給しているという御説明を申し上げました。そのときに、そもそも千代田区も含めて、なぜ特例条例を設置したのか。そのほかの区もございましたので、それぞれの区も含めてその理由も説明いただきたいという御指摘がございましたので、資料2としてまとめたところでございます。

まず、千代田区でございます。

本区でございますけれども、前回御説明申し上げましたとおり、現状、特例条例にて、本則条例よりも下げた形で支給をしてございます。その経緯、経過を資料2の冒頭でまとめてございます。

さかのぼれば、平成14年4月からでございます。そこから何回か特例条例の改正なり、延長なりをして、今日に至る状況でございますが、一番最初の平成14年に特例条例をかけましたのは、一言で申し上げますと、区長として行財政改革を推進していくに当たって、まず、みずからが範

を示すという姿勢の一環として特例条例を付加して、下げたということでございます。

そもそも現在の石川区長が就任いたしましたのが平成13年2月でございます。その半年後の平成13年8月には千代田区で財政白書というものをまとめました。そして、1年後の平成14年4月からこの特例条例をかけたわけですが、同時期に行財政構造改革推進大綱という5年間のいわゆる行革の計画をつくって、行革に着手し始めたという状況でございます。同時に当時の管理職、部長、課長についての管理職手当については、10%の自主返納を行うというようなどころを行いましたので、それでは、区長、特別職も当然のことながらという流れで御理解いただければと思います。それが一番最初でございます。

その後、3行目に書いてございます平成18年11月でございます。2回目の特例条例ということでございます。

国の三位一体の改革と言っていましたけれども、国庫補助金の削減と住民税の移譲を含めて行うということで、実態としては、千代田区としてもかなりの減収になった。そういう財政状況を踏まえて、区長としては、行革を進めていく観点からも、先頭に立ってその姿勢を示すということで削減をするために特例条例をかけたというものでございます。

3回目が平成22年1月からでございます。

このときには、先ほどの資料1にもございましたけれども、平成21年8月の当審議会の答申をいただいて、その中身で条例を改正しよう。地域手当を廃止して、改正をしようというところだったのですが、議会の審議が継続になりまして、最終的に平成22年1月から、ということになったのですけれども、その関係で5%を削減していくということでやっております。

そして、平成25年3月にそれを延長するというところで現在に至っている状況でございます。

いずれにいたしましても、千代田区としては、行革を先頭に立ってやっていくためにと御理解いただければとよろしいかと思っております。

続いて、目黒区でございます。

目黒区も平成22年11月に緊急財政対策本部というものを設置しております。23年度予算編成からかなり厳しい行財政改革の取り組みをしております。

目黒区は21年度以降、100億を超える収入減と基金の不足を迎えているところでございまして、それがこの資料にあります「区の財政難について、区のトップとしての責任は大変重く」という流れになったのだらうと理解してございます。

おめくりいただきまして、板橋区でございます。

こちらも同様に減収と積立金の不足から「総務課長答弁より」とございますけれども、「区のリーダーである区長が率先して自分の給料を削減する」という流れなののだらうと理解してございます。

そして、最後が江戸川区でございます。

ここは平成13年1月からずっとです。ちょっとここの区長答弁は若干わかりにくいといえればわかりにくいのですが、特段の5%減という根拠はないのだけれども、これはもう姿勢なのだということだと理解してございます。

いずれにいたしましても、行政のトップとしての姿勢ということで特例条例、さらに削減をしているものと思われれます。

資料2でございました。

続きまして、資料3でございます。

給料、月額のほかにも期末手当が支給をされているというお話を前回差し上げましたところ、率がいつからこの率なのかということで御質問が

ございましたので、整理をしたペーパーでございます。A4横の1枚でございます。

平成14年度までは職員準拠と書いてございます。「職員の例によるものとし」という条例上の定めがございました。ところが、これも答申の中身でございますけれども、職員と特別職は違うのだから、別個に切り離して、特別職は特別職できちんと支給割合、支給月数を定めたほうが良いということもございましたので、15年度からは支給月数をそれぞれの条例で規定しているところでございます。その出発点が期末手当、区長等、議員を含めて3.8から出発をしてございます。

それぞれその下に解説がいろいろと書いてあるのですが、その間、14年から10年間かけて、私ども職員に対する人事委員会の勧告、そういった率を見ながら月数が変わってきている。現実には下がってきていると経過をごらんいただければと思います。

続きまして、資料4、特別区の人事委員会勧告、平成25年の委員会の勧告の概要、その中身がどういうものだったかを示していただきたいということで、概要、ポイントにつきまして付したものでございます。

今回の勧告でございます。10月の頭に出たのですけれども、民間従業員との給与の比較をした結果、若干、588円ほど私ども特別区の職員の給与のほうが高いという結果が出たので、この較差を解消するために、月例給与を引き下げるべしと、簡単に言うと、そういう中身でございます。

これに加えて、手当に関しても変更をしたほうが良いですよということでございます。

1枚おめくりいただきまして、下段の「Ⅲ 新たな住居手当制度」でございます。

私どもの職員について、これまで住宅手当、住居手当は持ち家である、あるいは賃貸であるにかかわらず、扶養親族のあり、なしで月額8,800円もしくは8,300円ですけれども、持ち家はもう払うのをやめましょうと。借りている人だけ払うようにしましょう。それも、年齢の若い人には手厚く、そういう制度にしたほうが良いですよということで、新たな制度として出ているものでございます。

ざっくりでございますが、今年度の勧告の概要でございます。

資料5でございます。

前回、23区の状況を御説明申し上げましたところ、では、市部はどうでしょうか。東京には26の市がございます。どうだろうかというものを示したのが資料5でございます。

八王子市から西東京市まででございます。

左側が行政サイド、市長、副市長でございます。右側の列が議長から議員まででございます。

千代田区では、区長の給料月額が128万円でございます。本則、特例条例で122万9,000円でございます。それと比較をしますと、八王子市から西東京市をずらっと見ますと、基本的に区部よりは市部のほうが額としては安くなっているのかなと見られるところでございます。

ちなみに、これをずらっと見ますと、一番高いのが市長の欄でございます。八王子市で給料月額110万円、一番低いのが19番目、清瀬市で83万9,000円というところでしょうか。結構差があるかなというところがございます。副市長も同様に一番高いのが、94万円が八王子市、一番安いのが71万7,000円の19番目、清瀬市でございます。

千代田区は、副区長は、本則102万2,000円でございますので、これも若干高くなっている。特例条例で98万2,000円でございます。

地域手当でございますけれども、市部は市長、副市長いずれも支給はしていない状況でございます。

期末手当の支給割合でございます。

さっき見ていただきましたけれども、区長は3.25月でございますが、それと比較していただきますと、逆に市部のほうが期末手当に関しては高くなっているということでござんいただけるかと思えます。一番高いのが20番目の東久留米市で4.45月。一番低いのが22番目、多摩市、3.85でしょうか。そういう状況でございます。

その右側が退職手当の支給割合でございます。

千代田区長は4.7、副区長は2.9だったと思えますので、若干、特別区のほうが高いかなという状況でございます。

市長で一番高いのが八王子市で4.5、一番低いのが13番目、東村山市で3.1という状況でしょうか。副市長はほとんど変わりはないという状況でしょうか。一番高くても3.0。

右側の議員に参ります。議員の報酬月額でございます。

千代田区の場合、議長は92万1,000円でございますので、ざっと見ましても、区部のほうが高いかなと。副議長は80万6,000円でございますので、こちらも同様でございます。常任委員長は67万7,000円でございますので、これも同じ。規定なしというところもでございます。議員は61万6,000円でございますので、こちらも同様でございます。いずれも一番高いのは、1番目の八王子市。一番安いのが、常任委員長の規定なしを除けば、19番目、清瀬市かなというところでございます。これはかなりの差があるとお見受けいたします。

以上、市部の報酬でございました。

続きまして、資料6でございます。

それでは、都道府県はどうなのだろうかということでございます。

47都道府県がございまして、これは両面で、裏面もございまして、御注意いただければと思えます。

北海道から沖縄まででございますが、特に給料月額に関しましては、市部よりも一般的に高いかなというのが見受けられるかと思えます。

知事の給料月額で一番高いところが13番目、東京都、148万1,000円。一番安いところは、表面の一番下、31番目の鳥取県で117万8,000円というところでしょうか。副知事も同様でございます。一番高いのが13番目、東京都で120万9,000円。一番安いところが31番目、鳥取県で87万9,000円という状況でございます。

期末手当の支給割合は、逆に市部のほうが高いのかなという状況でございます。

退職手当でございますが、これは大分率が違ってまいります、一番高いのが、上から2番目の青森県で100分の80。あるいは14番目の神奈川県も同率でしょうか。一番安いのが、27番目の大阪府で100分の20という状況でございます。

右側に行きまして、議員報酬でございます。

一番高いのが、やはり13番目、東京都で127万1,000円。一番安いのは、6番目の山形県で86万7,000円でしょうか。副議長も同様でございます。東京都、そして山形県という状況でございます。

都道府県の報酬一覧でございました。

続きまして、最後に諸外国の地方議会の議員の報酬はどうでしょうかということをお話をいただきました。

諸外国といってもかなりありますので、どこまで絞るかというものもありました。そして、どういう形で資料をとってこられるかという話もございました。OECD加盟国というお話もございましたので、OECD加盟国34カ国のうちから幾つかピックアップさせていただいたところがございます。

資料7-1と7-2に分かれてございます。

資料7-1が国の委員会でございます。地方制度調査会専門小委員会

武藤会長	<p>の資料でございます。イギリスから韓国まで、6つの国のことに触れております。</p> <p>資料7-2、A3判の両面刷りのものでございます。財団法人自治体国際化協会の資料からピックアップをしたものでございます。</p> <p>めくっていただいて最後のアメリカでございますが、アメリカの市議会議員の報酬だけがある程度、高いのかなど。ほかはどの国を見ても、ほとんどそこまで全然行かない状況であるように見受けられます。</p> <p>いずれも御参考にしていただければと思っております。</p> <p>簡単ではございますが、資料の御説明でございました。</p> <p>どうもありがとうございます。</p> <p>千代田区がどう動いてきたかということと、多摩の市がどう動いてきたか、都道府県、最後は外国のことまで調べていただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>まだ2回目ということですので、今回も自由に議論をしていただいて、これまでの答申の中で、最初に御説明がありましたように、資料1で千代田区の特別職報酬等審議会のこれまでの意見が整理されているわけでありまして、この審議会に関する答申の中から、今回少し早目にこの審議会が設置されたということでもありますので、時間的な余裕がございますので、きょうも少し基本的なところから議論をして、どういう方向で考えるかを慌てずに考えようというのが今回の審議会かと思えます。</p> <p>いかがでしょうか。まず、今日いただいた資料についての御質問からでも少し始めて、毎日こういうことを考えているわけではありませんので、前は12月でしたか、2カ月に1回くらいですので、なかなか頭がこっちの方向にすぐ来ないわけですけれども、ここで質問についての内容を確認しながら、少し頭を区長さんの給料とか、議員さんの報酬とかというところに向けていただいて、考えていけたらと思えます。</p> <p>いかがでしょうか。御質問はございませんでしょうか。</p> <p>どうぞ、塚本さん。</p>
塚本委員	<p>千代田区の住民登録の人口と昼間の人口との落差があり過ぎて、例えば防災などですと、住民用の防災ぐらを考えているのですね。それで、昼間の災害のときに帰宅困難者が発生しているわけですけれども、それに対する行政上の問題とか、収入では、多分、大企業がいっぱいあるから、税収では多いと思うのです。そうすると、区の職員、議員の方たちの仕事の配分、報酬の中身がどのくらい仕事をしていらっしゃるか。全然中身がわからないで高いか、安いというよりは、税収が少なくなると低くするというだけでやっていらっしゃるみたいなので、もうちょっと幅広く、これから災害の問題がありますから。あるいは昼間の80万とかと言われるのと、4万との差に対して働きが大きかったら、それは千代田区は大変でございますし、じゃあといって、私は平河町の住民ですけれども、何か災害が起きたときに集まる場所は非常に少なくなってしまうと、そこへ昼間の80万の人たちが来ても、追い出されるのか、手当てしてもらえないのかもさっぱりわからないのです。</p> <p>ですから、行政がしようとしていることの内容が千代田区は特殊ですから、その問題がわかると、もうちょっと、このくらい仕事をしていらして、人口だけですか。そうすると、昼間と夜と落差が大きいものですから、それに含めて、これからはどうしても防災のことを考えると大変な仕事量になると思うのです。日本全体の中心ですから、観光のことを含めてもあります。</p> <p>ほかの練馬区とか、世田谷区は人口はすごく多いけれども、この税収はほとんど住民に基づいているのか、企業があるのか。そこでもって税収がこれからどうなっていくのか。企業はすごくこれからはいいとかと世間では評判が立っていますけれども、それからの税収と住民税をどう配</p>

武藤会長	<p>分していくのか。都が吸い上げて、住民の人数だけしか還元してこないのか。その辺も私たちは全然わからないので、区が使える予算が住民の人口に基づいて使えるお金が実際に入ってくるもののうちの何%を牛耳って、都が吸い上げて還付金みたいに来ると、全体の枠が他の区と比較して、それと仕事量とがあれば、私たちは給与の査定などはどうやってするかといったら、職員は仕事量、責任に基づいてやっていますでしょう。その辺の区長の責任とか、仕事量がわからないのです。その辺は今までの審議会はどう考えていらっしゃるのか。</p>
政策経営部長	<p>なかなか難しい問題で、事務局として仕事量とか、仕事と責任をどのようにこれまで考えてきたのかということについて整理ができていますか。御意見があれば。</p> <p>全般的なところを私がお話をして、今の御質問だとかなり細かい数字をお答えして、正確に答えなければいけない部分もあるかなと思いますので、大枠だけ申し上げます。</p> <p>区の人口と昼間人口の差、区の人口は今、5万5,000人ぐらいまで回復していますけれども、昼間の人口と言われている働く方たち、学校に来ていらっしゃる、いわゆる昼間人口は82万とか、85万とかという数字が出ておりまして、昼夜間人口差が17倍ぐらいある。周辺、同じ都心区の中央区とか港区も昼夜間人口の差はありますけれども、それでも5倍とか、7倍とか、その程度です。そういう意味では、今、塚本委員がおっしゃったとおり、千代田区は特異な、まさに世界を見てもここしかないだろうというぐらいの昼夜間人口の差がある自治体という意味では、特異な自治体になっております。</p> <p>防災の観点のことで大分御心配の御意見をいただいておりますが、帰宅困難者の問題についても、3・11のときにある意味、顕在化したわけですが、きっと何かあったときに困ると。直接の被害があったわけではないですけれども、帰宅困難者という問題を現実のものとして私たちは目にし、体験することになった。</p> <p>そこを機に、帰宅困難者の対策も方向を少し変えていて、今までは帰宅困難者の方に一定のところ集まっていたいただいて、お帰りくださいと言っていたのだけれども、現実的には集まっていたというものも難しい。まず、千代田区は安全ですから、とどまってくださいねということをお企業の方にお願ひし、自分のところの就業者の方は自分のところにとどまっていたいただいて、一定、動けるようになるまでいていただくように企業としても準備をしてください。区は何をするかということ、やはり的確な情報提供をする準備をしますという方向に変えているのが1つあります。</p> <p>この辺は正確ではない説明をしてしまうといけないので、ここはちょっとこれでやめておきます。</p> <p>税収の問題ですけれども千代田区は確かに大企業の本社があったりして、法人さんが多いですから、千代田区の区域内で徴収される税金はすごく多いです。法人税がもちろん多いですから、法人住民税も多いです。</p> <p>今、塚本委員からありましたとおり、ただ、特別区、23区の場合には、地域の偏在があるよ、それを正すよということで、特別な制度として、全国的に言えば、地方交付税制度に似たような、東京都と特別区、東京都も大都市行政、消防だとかをやっていますから、東京都と特別区の間税負担というか、仕事の負担もあるので、東京都が全部集めているのです。固定資産税と法人住民税と、あと、土地保有税。これは余り多くないですけれども、これをまず、東京都と特別区の間で分ける。55%を区が、45%を都が持っていています。</p> <p>今度、区のほうに来た55%を、23区で人口で割るもの、仕事の内容で割るもの、いろいろ細かく物すごい数の事項があって、計算をして、分</p>

塚本委員 政策経営部長	配していく。そのようなことをしていますので、単純に千代田区の区域内から上がった、吸い上げられた税金と、千代田区に東京都から交付される金額を比べると物すごく少なくなってしまうている。千代田区内から上がった金額に対して、千代田区に来る金額は3%ぐらいしかないという調整が今、行われているということです。
総務課長	<p>多分そうだろうと感じていましたから。</p> <p>議員さんの仕事という意味でいえば、議員さんの選ばれる選挙そのものは住民、5万5,000人の全員が選挙権を持っていませんけれども、5万5,000人の住民の方の代表として選ばれてまいりますので、推して知るべしというか、やはり住民の方のために働く軸足があるのは現実だと思います。</p> <p>概略的にはそのようなところですよ。</p> <p>補足して総務課長のほうから。</p> <p>今、政経部長からほぼ話がありましたので、私が補足するものはほとんどないのですけれども、よく誤解をされるのが、先ほどおっしゃっていただいた財源の問題でございます。</p> <p>千代田区は大企業がたくさんあるから豊かでしょう。あるいは千代田区はその本社がたくさんあるから財政的に潤っているでしょうということが全国的によく言われるのですけれども、そうではないのですという話でございます。</p> <p>意外とわからない方が多くて、千代田区の住民税はだから安いのでしょうか、御質問、御指摘をいろいろ言われるのですけれども、基本的に1,800の自治体の住民税は同じでございます。唯一、1つか2つぐらい高いところがありますが、夕張市とか、そういうところ以外は全部同じでございます。</p> <p>千代田区は先ほど申し上げましたように、23区と東京都の中で分捕り合戦をやって、さらに23区の中でも分捕り合戦をやりますので、千代田区に住んでおられる方が払うお金、税金のうち、ものすごい割合をほとんどと言ってもいいです。九十何パーセントは東京都あるいはほかの区の行政に使われる財源に持っていかれているのが現状でございます。</p> <p>そこを御理解いただいた上で、ただし、御指摘がありましたように、千代田区は特殊な区でございます。昼間人口と夜間人口の差がある。要するに昼間人口ということで、昼間の時間帯にこの千代田区内にいらっしゃる方、通過する方も含めると、300万人近くいると言われております。実際に千代田区内にお勤めの方は100万人、80万人ぐらいだと言われておりますけれども、通過する方を含めると300万人ぐらいだと。</p> <p>そういたしますと、当然のことながら、御指摘されますように、いざこの間の3・11のときもそうでしたけれども、防災、発災、災害が起きますと、ほぼその方たちが帰宅困難者になることとなりますので、そこは、軸足を置くのは当然のことながら5万区民なのですけれども、帰宅困難者なり、あるいは通過をする方たちのための行政を無視するわけにはいかないという意味で、特異な区なのだろう。そのための行政も、先ほど会長がおっしゃられましたように、仕事と責任という意味でいえば、一端を担うのだろうということ取り組んできていると。</p> <p>概括的なところでございますが、よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>給料は仕事に応じて払われるべきだというのは原則としてあると思います。ただ、同じような仕事をいっぱいやっている場合には、どう頑張っていることを評価するかということで、能力で評価しようというので、能力給とか、仕事に応じては職務給で、それが原則だと思うのです。</p> <p>でも、区長さんは、仕事をやっているのと、もう一つ、責任ということもありますから、そこはどう考えるかですけれども、ここのところは、</p>
武藤会長	

	<p>現段階では資料がないということですし、議員さんについても、前回の資料10で、千代田区議会活動状況が出ているだけで、議員さんがどんなふうに働いているのかもわからない。</p> <p>だから、まずは、原則としては、仕事に応じて給料、報酬は払われるべきだというのはどんな仕事にも適用できると思うのです。プラス責任を後からどう考えるかですけれども、まず、仕事の状況がわからないということですので、そのことを少し考える必要があるのではないかと思います。</p> <p>それは千代田区が特殊かどうか。23区の中で、あるいは都道府県と比較してという意味でそれを考えるのはなかなか難しいので、まずは23区の中でほかの区長さんと区長の仕事はどう違うのか。そもそも区長さんは職員の皆さんと比べてどのくらい来ているのか。例えば都知事は週に3日くらいとか。石原さんのときかな。ちょっと正確なことはわかりませんが、千代田区長はどうなのか。ほぼ毎日来ているし、職員の皆さんが休める土日も公務で出ることが多いというのが私の知っている通常の区長さんの仕事ですので、そういうところをまず、区長はどのくらい出勤をして、どのくらい仕事をやっているのかがおわかりになれば説明していただいて、後ほど紙の資料があればまた教えていただく、出していただく。</p> <p>議会に関しては、山本議員がいらっしゃるんですけども、前回の資料10のところで、定例会の会期の延べ日数とかが出ているのですが、24年度だと96日あったとか、そういう数字は出ているのですが、では、定例会がないから議員としての仕事はないのかということ、そうではなくて、最近では、区民報告会とか、そういうことを議会として、しているところもあれば、個別にいろいろと報告活動をされている。議会の実態はどうなのかも、資料10だけではなかなかわからないので、とりわけ区長さんの比較の中でどう考えるかは、今回、定め方を基本から考えろということですので、そういうことも踏まえて少し考えておくべきではないかと思っているのです。</p> <p>それでは、区長さんの活動についてわかる範囲で教えていただけますか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>区長の活動についてわかる範囲でということでございます。</p> <p>先ほど武藤会長がおっしゃられましたとおりでございます。私ども職員は、職場によって状況は違いますが、基本的には私どもは月曜日から金曜日まで。土曜日やっているとところもあります、日曜日やっているとところもありますから、そこはずれて、そのうち週にどこかは休むみたいな形がございますけれども、基本的には月曜日から金曜日までですので、我々職員は週休二日制とお考えいただければよろしいかと思えます。</p> <p>ところが、区長は先ほど会長がおっしゃられたとおりでございます。現状の千代田区長に関して申し上げますと、毎日、朝から勤務をしております。私どもと同様に、朝来て、夕方、場合によっては夜まで。先ほどお話がちょっとありましたけれども、3日来るとか、2日来るとかではございません。公務としてどこかに出張する用がない限りは、必ず毎日、私どもと同様に来ます。プラス、御指摘がありましたように、土曜日、日曜日に何の公務も入っていない、本当のオフは数えるくらいではないかというぐらいの状況でございます。これが現状の区長でございます。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>ちょっと補足しますと、私どもは勤務時間が週40時間と決まっています。区長には勤務時間の決まりはない。ですから、いわゆる出勤簿ないしタイムカードのようなものもございません。</p> <p>先ほど武藤会長が前の前の都知事が週2日か3日だったと、これはい</p>

<p>総務課長</p>	<p>ろいろ報道されているのですが、現実的に都庁にいらっしゃるのが2日か3日しか顔を出さなかったということらしいのです。</p> <p>現千代田区長の場合は、今、総務課長が言ったとおり、毎日、朝来て、大体、私どもがいろいろ判断を仰いだり、御報告をしたりということもあるので、我々がいる時間は大体いらっしゃる。その間に来客があったり、区長としての公務として会合に出席して、御挨拶をしたりという予定が入りますので、ほとんど一日中、ずっとスケジュールがいっぱいで、区長があいている時間はあるというのが私ども幹部職員がいろいろ御報告をさせていただいたり、判断を仰ぐための約束をとるために苦労しているという状況があります。</p> <p>武藤会長が紙で出せばとおっしゃったのですが、そういう意味で、出勤簿もタイムカードもないので、何月何日に出勤していますというのを紙で出すのは難しく、また総務課長が言ったように、本当のオフという意味でいうと、全くこの時期は、何もいれないでねと区長が御指示をされるのが夏休みの数日と、年に1日か2日、ちょっと健康診断に行くからねというときぐらいという状況でございます。</p> <p>議会の実態はというお話でございました。</p> <p>議員の定数が25でございます。現状、24名でございますけれども、議会議員活動は、それぞれだと思しますので、区長よりさらに紙の資料として皆様に御説明するのはちょっと難しいのかなというのが私の今、思っておるところでございますけれども、恐らく先ほど会長に御指摘いただいたようなことなのだろうと。ただ、それが比較して、区長と比べてどうなのか、というところまではなかなか現状ではわからないところでございます。</p>
<p>武藤会長 山本委員</p>	<p>どうぞ、山本委員。</p> <p>会長の今のお言葉の中に私の名前も出ましたので。</p> <p>議員さんの仕事は意外なのです。どう意外かという、こういう条例などをつくる仕事もいっぱいあるのですけれども、それ以外の仕事は、千代田区は小さいですから、各町会が108。みんなその町会の古い名前の町会とまた分かれるわけです。そうすると、新年会だけで、この間、区長に会って新年会の話をしていたら、12月の忘年会と1月の新年会。新年会は毎日、大体、4つから5つあって、終わるのが2月の半ばごろです。そのぐらいすごいのです。議員さんも同じように出ていくわけです。</p> <p>私が議員をやめたのは理由がありまして、何が理由かという物すごく簡単なのです。私はお酒とたばこ、ばくちが大嫌いなのです。そうすると、新年会と忘年会に出るでしょう。昔気質の人は「何だお前、俺の杯、酒飲めないのか」といって、けちよんけちよんになるのです。私は酒が嫌いで、酒のおいも嫌ですから。アレルギーなのです。だから、私は2期やって、さっさと、もうやめたといっ。どうしてやめるのだと。まさかそんなことは言えないですから。それが口実になってはいけないのかもしれないけれども、酒飲みの多いこと。すごいんですよ。我々がびっくりするぐらい。</p>
<p>武藤会長 山本委員</p>	<p>それは、お酒を飲むことも議員活動の一環であるという。</p> <p>一環ではないのですよ。区民がコミュニケーションをとるのにこういう場でやるのが、腹に一物も持たないでしゃべれるだろう。だから、酒を交わしてやろうと。だから、新年会、忘年会をやるのだと。これからもよろしくね、と挨拶から始まって、宴会が延々と続くわけです。それが区長で5、6件あるのです。議員さんで2件から3件です。それが毎日です。12月と1月と2月まで。だから、そういう職務もあるわけです。嫌だといったら次に落選ですからね。</p>
<p>藤原委員 武藤会長</p>	<p>一言、言いたいです。</p> <p>山本委員、よろしいですか。</p>

山本委員
武藤会長
藤原委員

いいですよ。

藤原委員、どうぞ。

途中に口を挟んで申しわけないです。

私は女性の立場で、お酒を飲んでのコミュニケーションは最も嫌なのです。私は職場にいたときからそうでした。新聞社の人たちの集まりで、お酒を飲む、たばこを吸う。それに耐えていないと飲みニケーションというのはできないわけですから。それはしかし、昔と違ってだんだん変わってきていると思うのです。それによって、女性がそこで自分たちで交流をしたり、男性とコミュニケーションをとったりすることが少しずつ可能になってきているので、そういう時代の流れの中で、区議員さんもやはり新しい空気を千代田区では、日本の中心ですから、つくっていただきたいと思いますと思いつつ伺っておりました。

私もつい最近、新年会があるのです。行こうかどうか考えている、悩んでいるところです。行けば酒の飲みニケーションの真ただ中に入らなければいけないし、うちの夫はそういうところに行くのは嫌だというし、だから、私は多分欠席すると思えますけれども、そういう一種の広い意味での選挙活動みたいなことはちょっと横に置いておいて、本来の住民との交流。もう少し、お酒でない、普通の腹蔵のない話し合いのトレーニングというか、チャンスというか、そういうものをつくっていくのが新しい区政の基盤づくりになるのではないかと私は思っております。そういうことを区議員のOBの方々が積極的に後輩に指導して、新しい交流の慣行をつくり出すことをやっていただけたらありがたいなと思っております。

それで、ちょっと話が別のことになるのです。

この間送っていただいた資料を拝見していて、外国の事例を見ていて、非常に細かいところがあるんですね。国柄がわかっておもしろいなと思って。例えば委員会に出るのに、子供を預ければ、その保育料の補助として1,000円を出すとか、そんなところまである。そして、その中に委員会のリーダーといいますか、座長を務めるような人の報酬は多いんですね。出席謝金というか。月給は払わないけれども、出席謝金はきちんきちんと払う。その中でおかしかったのは、欠席が多かったら払わないというのがありまして、まるで学校の出席簿だなと思ったのです。そういう余り細かい規制をして、緩やかな社会人の活動を制限するのも大人げないかもしれないのですけれども、やはりその人の仕事の職能に応じた支払いがなされるのはかなり合理性があるなと思って、ドイツとか、いろいろな国、北欧とかであります。

日本では、これはとてもではないけれども、受け入れられないだろうとは思いますが、そういうことで、先ほどからの区長の仕事、議員さんの日常活動、そういうものを伺いつつ、やはりその辺のもう少し、近代化といいましょうか、新しい流れをつくっていく機運を、これと関係ないかもしれないけれども、考えなければいけないなと思っております。

余計なことを言って済みません。

もう一つ、御質問を申し上げたいのですけれども、資料1の内容のところ、24年の答申に対して議員報酬や政務活動費についても引き続き検討とありますが、この引き続き検討というのは、こういう会で引き続きやるということなのか。あるいは球を投げられたほうで受けとめて検討をなさるとのことなのか、どちらなのかと思って見ておりましたが、これは何を意味するのでしょうか。

ここでまた継続して次の報酬等審議会ですとやるということになるのか。あるいは議員さんのほうでそれを受けとめてどこかで検討なさるといふ意味がちょっと伺います。

<p>総務課長</p>	<p>藤原委員からの今の御質問でございます。資料1の中段のところ、24年の答申の議員報酬額だけでなく、政務活動費なども含めた総合的な観点からのというところだと思っております。</p> <p>ここに書いてございます見直しなど、議会の独自の議論を期待すると表現になってございます。これは一昨年になりますが、昨年度、24年の答申の中身でございます。この議事録を拝見させていただいておりますと、ここについてはさまざまな議論があったように記憶をしております。そもそもが御案内のとおり、この報酬等審議会の中で区長から諮問をする中身といたしましては、議員については報酬の額だけでございます。しかしながら、議員がもらえるものとしていえば、費用弁償あるいは政務活動費もあるよねと。やはりそれをトータルで見たほうがいいのではないのというさまざまな御意見の中から、最終的にこの表現になったものと記憶しております。</p> <p>主眼といたしましては、そうはいつでも、やはりこの会議に諮問をする内容には条例上含まれていないのだから、ここは表現としては、議会の独自の議論を期待するという表現でというところで最終的に落ちついたように記憶しております。</p> <p>その結果といたしまして、右側の「内容」という欄に一応、書いてございますけれども、答申後の平成22年9月。これは平成21年の答申を踏まえてですが、議会の中で、まずは費用弁償というもの。1回来れば今までは5,000円だったものを実費弁償に変えたということ。それに加えて、議会の中でのさらに条件整備検討会というものを設けて、報酬あるいは政務活動費について独自に検討をしているところだという中身の御報告です。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>現在やっというらっしゃるということですね。わかりました。ありがとうございます。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>その答申とか、そういうものはまだ出ていないわけですか。</p> <p>条件整備検討会は引き続きということだと聞いております。まだ、答申という意味で、結果が出たというようには聞いていないところでございます。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>そうですか。議会が独自にやっていることですので、こちらから、報酬等を考えればいいので、役割分担という意味では、独自にやっているところに口出しする必要はないかと思うのですが、ただし、政務活動費は23区の場合、かなり金額が大きいものですから、報酬の一部のようになっていく、考え方としてできる場所もありますので、全体を含めて、こちらで考えることはあり得るのだろうと思うのです。答申の中には含めなくても、最後に付記することとして、こう考えたらどうかを提案することはできるわけで、もちろん議会がそれを拒否することもできますけれども、私たちのほうで、なるほど、こうすべきだと、そういう考え方が示せるのだったら、示せば、またこちらの議会活動条件整備等検討会が私たちの意見を踏まえて、議論を進めていただければいいということはあると思うのです。</p>
<p>塚本委員 武藤会長</p>	<p>もう少し質問させていただいていいですか。</p> <p>ほかの方はいかがですか。</p>
<p>上村委員</p>	<p>では、まだ1回目の質問が全員出そろっていませんので、また後で順番が回ると思います。</p>
<p>上村委員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>そろそろ退出させていただきますので、質問ではないのですが、大変貴重な資料をきょうは御提示いただいたということで、事務局に御礼申し上げたいと思います。</p> <p>前回、諸外国も含めて、都道府県、市区町村の資料をいただきたいと</p>

	<p>いったときに、大変お困りになられたのだとは思うのですけれども、今、山本委員、藤原委員がされたように、千代田区というある意味、特異な自治体で、その区長であるとか、議員さんの仕事の本質をどう考えて報酬を審議しているのか。事例としては、今回、資料を取りそろえていただいて、それをもとにして、こういう考え方もあるだろうと。すぐにそれで金額をどうこうということではないけれども、仕事の内容。例えば古いタイプの選挙活動に近い議員活動ではなくて、千代田区の場合ですと、選挙権を持たない、通っていらっしゃる方とか、移動の途中で立ち寄られる方とかという、たくさんの方の責任を負わなければならない地区で、そこでの区長なり、議員さんの仕事は、こういう考え方もあるのではないかと一度きちんと議論をしたという事実はとても意義があるのではないかと思いますので、その点なども含めて、大変いい刺激的な資料を出していただき、また議論をして、聞かせていただいたことは、大変ありがたいと思っております。</p> <p>今、少し余裕がまだあれば、もう少しそのところの議論の時間をこの会で持たせていただくとありがたいと思った次第です。</p> <p>以上です。</p>
武藤会長	ほかにいかがですか。
番委員	番委員、どうぞ。
	<p>質問というより感想ですけれども、前のときもたしか仕事の中身という話が出まして、新年会だの、何かに顔を出すとか、区長さんはどのくらいの勤務体制でやっているのか。休みはほとんどないとかという話が出たなということ思い出しました。</p> <p>あと、私はいただいた資料で海外のデータは非常にやはりおもしろくて、こういう考え方もあると。特に議員さんに関していえば、出席したら支払うという考え方があろうなと思うのですが、一方で、先ほどの税金のお話を聞いても、23区はある意味では、やはり同じようにやっていきましょうという考え方できっと割り振りをしていると思うのです。</p> <p>そうすると、例えばきょうの資料3、期末手当の経緯なども、前にいただいた各区の期末手当の支給月数などとも比べると、3.80から恐らく同じぐらいから始まって、各区で調整してきたのかなと思いますので、いろいろな議論をしていくという意味では、今回、諮問の中にも入っておりますので、いいのだらうと思うのですが、議論の中ではこういう考え方もあるということを示した上で、結論的には余り突出したことはどうなのだろうと。ほかの経済的な問題とか、特別区のあり方とかということも含めると、そういうことも先ほどの税金の関係のお話を聞いても、そうかと思った次第です。</p> <p>ただ、今回の場合は、諮問が非常に根本的なところもありますので、議論は十分するべきなのだろうとは思いました。</p>
武藤会長	ほかにいかがですか。
大宮委員	では、大宮委員。あと、山本委員に。
	大宮委員から。
	<p>初めてなものですから、勝手にわからなくて来たのですけれども、比較的、私は千代田区に長く住んでおりますので、区長さんですとか、議員さんの方と意外と身近に接することが多かったのですけれども、余り報酬のことは気にしたことがなかったのですが、いろいろな資料を見せていただくと、単純に、例えば諸外国はボランティアでとか、いろいろな議論が出るのですが、各都道府県の報酬ですとかを見ていますと、さっき番さんがおっしゃったように、特別、突出した議論はできないわけですね。</p> <p>私がずっと思っていたのは、単純にどうして議員は退職金がない</p>

武藤会長	<p>のですけれども、区長とか副区長はあるのだらうと思っていたのですが、資料を見ると、全国都道府県、各自治体、皆さんそうになっているということで、千代田区だけが特別なことができるわけではないのだなというのを今、しみじみ思っているのです。まさしくボランティアで無償にしましょうというわけにはいかないですね。ですから、やはりほかの自治体との兼ね合いもすごくきっと重要な問題になってきてしまうのでしょ うねと思いました。</p>
山本委員	<p>ありがとうございます。 山本委員、どうぞ。 今の山本委員がお話になった退職金のことですけれども、この間、5,000万円を預かった、預からないのとやめた知事がいますね。あの人は退職金1,000万円をもらえるのですね。1年間で。どうなっている計算だか私たちもよくわからないのです。議員はもらえないですね。あれも不思議なのですね。</p>
大宮委員 山本委員	<p>日に日に思っていました。 昔、東京都の伏魔殿と言われているぐらい、あそこは不思議なところだと。年がら年中、内容が違うのです。だから、私たちもよく都会議員の人に聞くのです。そうすると、みんな私には裏話をしてくれるのですけれども、話していたら収拾がつかなくなってしまいますよ。 だから、私が聞いていて、区会議員の人たちも、本当に一生懸命やらないと間に合わない。口でしゃべるとおかしいのですけれども、本当にうちにいないですよ。一体いつ寝るのといったら、酔っ払って帰ってきて、バタンキューだということです。それで、朝おふろに入る。議会が始まって初めて、皆さんに議会中なのでごめんなさいと謝るんです。それでやっと自由を得るといえるのです。だから、どこまでがどうだと議員さんも区長も区切りがないのですね。</p>
武藤会長	<p>そうですね。 議員さんの活動について、少し客観的に説明をしてくれる方はいらっ しゃいませんか。もちろん本会議とか、委員会はどこから見ても公務 ということですが、でも、その準備をする、当日の議論のために朝早く 起きてやればよいという話ではなくて、私たちが授業をするときは、時 間があればゆっくりと準備をしますし、ないときは15分でやる場合もあ りますけれども、それは基本的に準備をしないとだめな活動だと思うの です。頭を使いますしね。そうすると、議員さんの活動は、質問するか しないかでもまた違うでしょうし、選挙の活動も、今のような公示期間 中の活動は公務として考えていいのだらうと思うのですが、そうでない ときの地元での選挙活動は当然あるのだらうと思います。それと、議会報 告会のようなことをやっている。公務に限りなく近い、公務の延長のよ うな仕事もある。 議員さんの活動も非常に公務だと言えものから、薄いものまで幅広 くあるのですが、それを全部ひっくるめて報酬と考えていかないといけ ませんので、それがどうなっているかを誰か説明してくれる人がいると いいのです。千代田区議会の関係者の方で、例えば議会事務局の方でも いいですし、議員さんの活動を説明してくれる方がいたり。区長さんは 区長室の方が全部、スケジュールを持っているでしょうから、時間とか 日にちとか、そういうものに示せば、これはほとんど公務であることが わかると思うのです。ですから、そういう説明をちゃんと、今回、基礎 から議論するという意味では、ここで議論しているよりも、誰かにして いただくのが望ましいのではないかと。</p>
山本委員	<p>その点について、山本委員、何かございますか。 私は議員からなってきたものですから、議員生活が8年間あるのです。 うちの家内などは、やめてくれということです。私は専用の秘書を置いて</p>

	<p>において、政務と会社の仕事と2つが違うわけです。政務のことというのと、書類が山積みになるのです。それに全部目を通して、それを抜粋して私に渡すわけです。私はその抜粋された書類を全部やって、議会へやるわけです。その難しさはものすごくあるわけです。</p> <p>例えば今、議会の議員の説明が欲しいというお話ですけども、こちらが箇条書きにして、こう答えてくれとすると、議会事務局が議長とか副議長に聞いてもらえるのです。できなかつたら私どもがやってもいいですよ。そうすると、抜粋したものを全部チェックしておけば、これはこうなっているのだ、こうなっているのだというのと、大体、皆さんに御理解いただけたらと思うのです。ここへ来てしゃべれというのと、どういうところから説明していかかわらなくなってしまうのです。それが本音だと思います。</p>
番委員	<p>一つ客観的な問題として、兼職しているのかどうか。本当に専属で議員さんをやっている方と、今、おっしゃったように会社もやっていたら。特に会社でも役員なのか、勤めているのか。完全に兼職禁止の場合の仕事はだめでしょうけれども、そういうものの比率とか、人数割合とか、それによって時間の使い方がわかると思うのです。議員さんによっても時間の使い方が違うと思うので、それがもしわかるならば教えていただきたいなというのと、そういうパターンで、こういう方たちはこのぐらいの割合で仕事をしているとか、そういうことでわかる資料がないかなとちょっと思いました。</p>
山本委員	<p>その簡単な方法は、こういうデータをチェックしてもらって、関連の仕事をしているとか、政務だけか。そういうことも名前を書かなくてもいいですから、チェックして、25人ですから、25枚ですから、そういうものを出してもらえば、これだけの仕事をやっているのだから、報酬はこれだけでいいのだとか、この報酬は足りないよね。もう少し上げてあげようとか、そういうことも言えると思うのです。今の状態では、暗中模索、五里霧中でどこへ手を突っ込んでいかかわからない関係になってくるのですね。</p>
武藤会長 平委員	<p>では、先に手を上げられた、平委員。</p> <p>今の議員さんの報酬に関連してですけども、資料1にもありますように、政務活動費が払われていると思うのです。私は政務活動費がどういうときにどういう金額で、何をやったら幾らというのがわかりませんので、それを具体的に説明していただきたいということと、今、議員さんとして仕事を一日するということのうちに、政務活動費で補填される部分が多分あるのだらうと思いますので、その割合というところを出せないのかもしれないですね。</p>
山本委員	<p>アンケートだったら出せますよ。アンケートだったら名前を書いていないから、無記名でやってくださいということでチェックしてもらえばいいわけですから。</p>
平委員 山本委員	<p>そうですね。個人の考えている感じだけでも構いませんので。</p> <p>そうです。そうすると、こっちが把握できるから、そのほうがいいと思うのです。</p>
平委員 武藤会長	<p>それもわかったほうがいかなと思います。いかがでしょうか。</p> <p>そうですね。政務活動費については、使途等の決算報告書みたいなものはちゃんとあると思いますので、活動内容についてどういうものであるかというのはいかなと思います。</p> <p>ただ、副収入があるかどうかについては、議会事務局も把握はしていないでしょうから、税務署ならば把握していると思いますけれどもね。税務署が審議会からの問い合わせに関して応えてくれるとは思いませんので、そこはどう調べるか。アンケートで副収入がどのくらいありますかということを経験者の皆さんに尋ねるのはできるとしても、ただ、この</p>

番委員	<p>人は副収入があつて、こっちはないからといって、では、こちらは変えるかという、係長だから安いとか、課長だから高いとかというように、副収入があるから、ないからということで変えられないと思うのです。議会の皆さんは責任という観点からいくと、副収入があるなしは関係ありませんから。</p> <p>ただ、海外の考え方は兼職がほとんどで、だから、ボランティアなのだという考え方なのです。私が言っているのは考え方の問題で、そうではなくて、日本の中では、例えば地位があつても、ほとんどこちらに費やすのだと。だから、そういう状態あるいは全部捨てて、仕事はやめてこちらに専念していますと。仕事として考えるのでは、やはり報酬の考え方が違いますね。ですから、その点が知りたい。</p>
平委員	<p>前回のときに、たしか最近はほとんど仕事はやめて、こちらの議員としての仕事をやっている人が多いですよみたいなお話もたしか出たような気がするのです。ですから、それが本当に数としてどうなのかということを知りたいと思っています。</p>
武藤会長 山本委員	<p>私もすごく賛成なのです。今の報酬の制度は、外国の場合は、これを読んでいきますと、地主さんだか何だかわかりませんが、仕事があつて、ボランティアで、自分の生活は守られて、その上でやっているという形ですね。でも、日本の場合はそれが専業ですよというのを暗に前提としている制度だと思うのです。ですから、そこはもう変えられないのであるのはわかっているのですけれども。</p>
武藤会長 山本委員 武藤会長 山本委員	<p>変えられます。</p> <p>関連です。</p> <p>報酬の制度というのは、日本は、もう50年前になりますけれども、そのころからやっているわけです。そうすると、報酬というのはなぜかといったら、贈収賄、賄賂とか、そういうことをなくすために、政治家が自分たちの報酬をきちっと役所からもらうことによってそれを防ごうというのが目的なのです。</p>
武藤会長	<p>日当制をとっているところが今は幾つかございますね。福島県矢祭町ですね。あとはどこですか。</p>
山本委員	<p>夕張もそうでしょう。それで節約したと新聞に書いてあった。</p>
武藤会長	<p>日当制ではない。</p>
山本委員	<p>夕張は費用弁償。そうしないと下げられないので、そういうようにしたのですね。</p>
武藤会長	<p>そういう意味では、先ほど御質問があつた、今の月額報酬ではなくて、日当制にしているところはありますから、日本の地方自治の制度として認められていないわけではないということではありますが、ただ、千代田区としてそこに踏み切るのかどうかという議論はまた別にやらなくてはいけないことになりますけれども、制度としては認められているということになります。</p>
山本委員 武藤会長	<p>ちょっと事務局で日当制についての実態。私も議員さんの活動は日当制ではないほうがいように思うのですけれども、確かに主たる収入がたくさんあつて、議員さんの収入は全体の年収の数分の1だなどという方もいらっしゃるのだらうと思います。そういう人がちゃんと議員活動をしてくれるのだったら、ボランティア議員と、フルタイム議員みたいな、そういう議員と2種類考えられるのかどうか。</p> <p>イギリスには昔、任期の長い上級な議員と任期の短い。</p> <p>上院と下院ですね。</p>
	<p>実際の場合は一院制ですけれども、オルダマンという任期の長い議員がいたりしたことがあるのですが、日本の制度として、全て日当制ではなくて、半分日当制とかということはあるのかどうか。そこは今のところ現実にはないものですから、そういう制度もあり得るのかなと思う</p>

山本委員	<p>のですが、考え方を基本から考えろと言われてますから、今回はそこも一応、オプションの1つとして取り上げてもいいのかなど。結論として賛成するかどうか。</p>
武藤会長	<p>会長、それをアンケートでもって含んでおいてもらおうとわかりやすいですよ。</p>
山本委員 武藤会長	<p>そうですね。議員さんにも何らかの形で意見を聞きたいと思っております。</p>
藤原委員	<p>そのほうがいいと思えますよ。</p>
	<p>そうですね。</p>
	<p>では、藤原委員、先ほど手を挙げていた。</p>
	<p>何を聞こうと思ったか忘れてしまいましたが、今、考えています。</p>
	<p>先ほどの報酬の件です。報酬が少なければ悪さをするというのをちょっとおっしゃいまして、私はそれはあり得ると思えますので、それは確かにそうなので、それは山縣有朋のころからなのか、あるいは戦後の地方自治が始まったときからなのか、数十年前のことなのか、私もよくわかりませんが、やはり一定の報酬は必要だと。リッチな人でなければ政治には入れないのは困ったことで、やはり貧しい人の代表も入ってこないと困る。</p>
	<p>そういう意味では、私は一定の報酬は必要だと思うのですが、その報酬の中に、先ほどからお話が出ている、簡単に言えば、いろいろな勉強のアシスタントですね。政策秘書あるいは私設秘書でもいいのですが、そういうことができ、情報提供をして、こういうことが今、メインですよということをちゃんと入れ知恵してくれるスタッフがいる人はいいけれども、そうではない人はどうやって自分で自己研さんできるのかなと思っていたのですが、今の議員の活動費の中にそういう人をポケットマネーで雇える程度の費用が含まれているのかどうか、私もちょっとわからない。国会議員ですと、政策秘書も私設秘書も雇えますから、それは相当な、2,000万円でしたか、歳費がそれぐらいありますね。だけれども、地方議員の場合はどうなのかなと思って聞いていたのです。</p>
	<p>外国のボランティアをほとんど採用しているというところでは、一体、その背景は何なのか。いわゆる裕福な地主階層とか、商売をやっている方々とか、そういう方しか代表になっていないのか。あるいは何らかのサポートシステムがあるのかというようなことを1つのケーススタディーでいいのですが、もしわかったら教えていただけたらありがたいと思うのですが、無理でしょうか。</p>
	<p>前にもちょっと言ったのですが、マックス・ヴェーバーが『職業としての政治』という本を書いているでしょう。私はあれがうちの本棚にあったので、この間、読もうと思って出したのですが、難しくて歯が立たないのです。ですから、誰か座長のお知り合いでそういう本を読みこなして、エッセンスをわかりやすく言ってくださる方に説明していただけたら、今ここで問題になっている、政治というのは職業として成り立つものか。あるいは職業ではなくて、ノブレス・オブリージュみたいにやることなのかということをお勉強させていただけたらありがたいと思っております、もし座長の大学でそういうことをここへ来て、20分ぐらいしゃべってやろうという方がいらっしゃれば伺いたいと思っております。</p>
武藤会長	<p>以上でございます。</p>
松本委員	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>では、松本委員、どうぞ。</p> <p>皆さん、博学でいろいろお調べになっているようでございますけれども、政務調査費は、国会議員は100万円ぐらいが領収書も何も要らないというお金が出ている話もありますが、区議会では、50万か60万でしたか。そういう金額が、昔は領収書も何も要らなかったという話を聞いたこと</p>

<p>政策経営部長 山本委員 松本委員 政策経営部長 松本委員</p>	<p>があります。 月に15万円とか、そのくらいのはずです。 大体そんなものです。 15万が政務活動費。年間で180万円。 領収書をつけるというのは、千代田区は全部徹底されています。 前はなかったのですね。それがいつからか、領収書を出せという形になった。</p>
<p>政策経営部長 松本委員</p>	<p>自分たちで決めたということです。議会がみずから決めて。 多分そうだと思うのですが、やはり皆さんで報酬委員会という会でお話をしていますが、ベースにある金額はそんなに変わらないのではないかなど私は思っているのです。昔からずっと国に右へ倣えで、少し下げた金額を設定しているのが昔からの決まり事だと思っていますので、極端に日当制にしろとか、給料を半分にしろとかというのは無理な話で、せいぜい5%、10%の差だなと感じております。</p>
<p>武藤会長 山本委員</p>	<p>ありがとうございます。 山本委員、どうぞ。 私は今までいろいろな会議に出席している数が多いかもしれませんが、女性陣が全体の7割を占めている会議は初めてなのです。ほとんど女の人3人、男の人7人とか8人とか10人。そういうものだと。だけれども、報酬等審議会だけは女性陣なのです。ということは、女の人のほうがきめ細かくお話ができるのではないかなど、私は家内を見ていてそう思うのです。卵1個幾らかかっていることだって私はわかりませんからね。だから、そういうようにしてきちっとやった上で計算が成り立っていくというのだったら、往々に結構だと思うので、そのためのデータはちゃんとつくって、それでもってアンケートをつくって、22人のものを、みんながデータを見ながら、コピーなど簡単に取れるのですから、見ながらやっていくともっと早くできると思うのです。</p>
<p>武藤会長 塚本委員</p>	<p>塚本委員、何かありますか。 ここの諮問委員に委嘱されて、給与の審査などできませんけれどもという話の中で、全般的な千代田区の仕事量を知りたいと思って、ここへ来たのです。会社だったら収入、費用、それからどのくらいという分け方をバランスシートでしますね。それに基づいているように最初からの説明は、税収が少なくなったから行革をしまして、区長の費用をこのくらい減らしました、議員の費用をこのくらい減らしました、さあ、どうでしょうかという御質問だったと思うのです。そうすると、私たちは決めようがないわけです。それでさっきのような各論になってくるのはとてもいいと思うのですが。</p>
<p>山本委員 塚本委員 山本委員 塚本委員</p>	<p>改めて伺いますけれども、21年からしていらっしゃるんですが、21年の千代田区の予算は幾らで、議員が何人で、区の職員が何人で、そして給与をどのくらい配分したか。区民が何人か、税収がどのくらいあって、実際におりてくる額が、千代田区がその年に使えた額は決まっているわけではないですか。都から来るお金とあわせて、全体の税収。 反対なのです。区が都へ返すのです。 実際に返した後、また。 来ないです。上納しっぱなしです。 残すプールでもいいのです。税収の中のどのくらいをプールできるかが区の財政上のお金、ファンドですから、それが21年からどう変わっていった、だから、こういう諮問委員会をつくったのか。私にとってはさっぱりわからないのです。そこに今度は各論のように議員がどうしているか、区長も含めていろいろな活動を知りたいと思うからいろいろな意見が出るわけですが、ともかく税収、千代田区は21年は幾ら財政としてファンドを持って、どういう配分になったのか。行革をやりまし</p>

山本委員 番委員	<p>たから減らしましたというのだとすると、これから、ことし、来年度に区が目標としている仕事は何なのか。それに対する費用がどうなっていくのかということも含めないと判断のしようがないので、意見の言いようもない。</p> <p>ともかく資料としてお出しになれると思いますから、21年から区が使い切った予算、明らかになって、そのために行革をして減らしましたという、減らしましたというのはわかるのですけれども、どのような配分で減らしたのか。それが妥当かどうか全然資料がないものですから、わからないのです。</p> <p>これからもっと財政がすごく豊かになったとするではないですか。都に持っていかれたにしても、区に残った費用がふえたら報酬をふやすのですかということも含めて、ここで何を審議すればいいのかもよくわからないのです。ふえた分は、住民よりも昼間、17倍もいますから、そちらにお金を対策で使いたいのか。</p> <p>区のことし、あるいは3年間の計画で、ファンドをどう分けていきたいのか。何を目的にやっていきたいのかによって、区長の報酬が妥当であるかどうか。まず、お金ありきですから、それに基づいて減らしてきていますという記録はいただいていますけれども、でも、目的は一体何なのか。区がことし、来年、再来年に向けて何を目的に、重点的に予算配分をしていきたいのか。その辺も含めてお知らせいただくと、審議の基礎がわかるのです。一体、報酬が妥当かどうかなどと言われたって全くわからない。</p> <p>21年の区の予算。21年から行革をしたとあって、減らしましたというのですけれども、今度、アベノミクスで増えたら増やすのですかということ。</p>
塚本委員	<p>消費税が上がったらどうなるのか。</p> <p>特例で減らしたというのは、特例であって、ここの審議会で減らしたわけではないのです。21年のときにも、財政状況はたしか明らかにしていただいた。それもいただいたはずなので、確かにそういう資料は必要だと思います。</p> <p>ただ、地方自治体としての考え方は、株式会社と違って、単に利益がふえたからふやすとか、減らすとか、そういうことではないでしょうという話です。</p> <p>この説明の資料2については、この審議会の答申が減らしたわけではないです。それがあって、特例で、例えば区長さんについては、御自分が減らすという条例を出したということです。審議会とはそれは。</p>
武藤会長	<p>もちろんそうだと思います。</p> <p>私も初めてですけれども、何をベースに審議していいかわからないので、まず、21年の答申で意見を出して変えてきましたというもので、問題は、千代田区がいかに国の中でのリーダー的な仕事をするかという中で、特別に昼間と夜の人口が違うときに、一体、これからの大地震を含めて、どういう方針でやっていращやるのか。そうすると、責任と仕事量が違ってくると思いますから、高くても仕方がない場合だってあるかもしれませんね。その辺の推移が初めてで全くわからないものですから、一体、予算がどのくらいで、何のために減らしたのか。仕事量が減ったのか。その辺を知らせていただくと次の参考にはなるかと思えます。</p> <p>報酬が多いか、少ないかなどというのは、初めて参加した者にとっては、何を土台に判断していいかわからないのですから。</p> <p>わかりました。</p> <p>それでは、過去3年間ぐらいの財政状況の変化と、資料2に出てくるころの平成14年からですから、概略で結構ですので、財政の変化とか、過去10年ぐらいのものは、財政部局はすぐありますでしょうから、そう</p>

	<p>いうもので、区長さんが少し減らすことによってどのくらい全体に影響を及ぼすかという、これはまたほとんど数字には出てこないぐらいのものになるのではないかと思います、いずれにせよ、塚本委員の御要望ですので、財政的な観点からこの問題はどのように見ることができるとかという資料をつくってみてください。よろしくお願いします。</p>
<p>塚本委員 政策経営部長</p>	<p>ほかにいかがでしょうか。 予算の配分を、重点的にこの項目は何%使ったと当然出てくるでしょうから、それで結構ですから、それも一緒に。 毎年、予算を組むときに、今年度どういうことに重点を置いて予算を編成します。つまり、予算というのは区の仕事の予定表ですから、こういうことを重点、課題として捉え、ここに重点的に配分していきますよということをお示ししている、今、御質問があった部分、21年ぐらゐからの推移をお出しするように資料を用意させていただきたいと思ひます。</p>
<p>松本委員 武藤会長</p>	<p>毎年、予算の本をつくっていますね。 主要な予算の分析であるとか、財政上のいろいろな資料がありますので、塚本委員と、ほかに御希望の委員の皆さんにお渡ししていただけたらと思ひます。</p>
<p>山本委員 武藤会長</p>	<p>山本委員、どうぞ。 そういう資料という、議員さん二十何人だかのアンケートも資料に入れておいてください。そうすると、簡単にとれますから、報酬を上げるか上げないかの審議会なのだから、みんな協力してほしいといへば、皆さん、一番敏感に感じるところですから、みんな出してくれると思うのです。</p>
<p>政策経営部長 武藤会長</p>	<p>そのことについて、区長及び議員の報酬、給料の額の定め方と適否についてが諮問事項ですので、まずは、区長さんと副区長さんの仕事を客観的に示したりするものを、23区との比較でという、例えば23区の区長会とかという組織がありますね。区長会の事務局長みたいな、そういう方は区長の仕事はこういうものであるとかということ客観的に説明できる能力はないですか。</p>
<p>政策経営部長 武藤会長</p>	<p>それは無理です。 そうですか。そういう人がいるといいなと思うのですけれども、いませんか。</p>
<p>政策経営部長 山本委員 政策経営部長</p>	<p>それこそ23区の区長さん、それぞれ非常に個性が強く、また、考え方があって各区のトップに、区ごとに特徴がありますし、その区ごとのトップがまたそれぞれ人によって特徴を出していますので、これが区長の仕事だと客観的にというか、誰が見てもそうだねとなると、文章にしてみると、これは何という中身にしかならないですし、23区区長会事務局の責任者の方に区長の仕事について語ってくださいと言われると、私がおの立場だったらちょっと困ってしまうなというところだと思ひます。</p>
<p>山本委員 政策経営部長 武藤会長 山本委員 政策経営部長</p>	<p>歌川さん、議員さんのアンケートはとれるでしょう。 それはやり方ですけども、そこは事務局というより、審議会としてヒアリングをするという形の手続をすることになると。 審議会としてやらないと難しいです。 事務上の手続はできますかと聞いているわけです。</p>
<p>山本委員 武藤会長</p>	<p>それは可能です。きちんと手順を踏めばだと思ひますが、受けていただけるとかどうかは別にしても、やること自体は、審議会としては、会長がおっしゃったように。 報酬等審議会ですから、上がるか上がらないかという基礎になるものだからね。 その場合でしたら、議員さんの話で、議員さんがどういう活動をして</p>

	<p>いるかもまだ私たちは十分把握できていないので、これが適切かどうかと言われても、なかなか答えようがないというのが現在の状況としますと、どうやって把握するかということになりますと、アンケート。通常、議会事務局にこういうアンケートを議員の皆さんにしたいのですが、事務的に配付していただけますかとかというお願いをするのだろうと思うのです。</p>
山本委員	<p>議員さんはそういう言い方をしていると書かない人が多いのです。報酬等審議会で上げるか上げないかの中で、議員生活、議員は何をやるのか。そのアンケートが欲しいのだというみんな出すのです。</p>
武藤会長	<p>もちろんアンケートの主体は、私たちこの審議会で、審議会として議員さんに出すのですが、25のアンケートをもっても、誰に渡していいかわからないので、事務局で配付していただけますかということですね。</p>
山本委員	<p>議員さん25名がちゃんと選挙管理委員会に載っていますから。住所、氏名が全部。</p>
武藤会長 政策経営部長	<p>そこに直接郵送。</p>
	<p>手続としては、恐らく審議会が議会を総括しているのは議長ですから、事務局はあくまで手足ですので、実質的には事務局に持っていくのですが、事務局は議長にこういう依頼が来ましたと。それで議長が、今の手続でいえば、各会派の議員さんに諮って、それで、だめだよということにはならないだろうと山本委員はおっしゃっていますけれども、そこで、協力しましょう、いついつまでに事務局に戻してくださいね、みたいな手続に恐らくならないかと思えます。直接、会長の名前で、報酬等審議会で個人のおたくに出すのはちょっと手続的には問題が出てくる可能性が非常に高いかなと思えます。</p>
武藤会長	<p>私もそういうことはしたくないと思ったものですから、どうすればいいかなと思ったのですが、いずれにせよ、アンケート、議員の皆さんの御意見を聞くということと同時に、区長さんにもヒアリングでもしますか。</p>
山本委員 武藤会長 政策経営部長	<p>それもアンケートの中に。 区長さんにもアンケートをする。</p>
武藤会長	<p>それは考え方で、ここの場に区長に来ていただいて聞くというのは、日程の調整は事務局のほうでさせていただくことは可能だと思います。</p>
山本委員	<p>ただ、聞いてもとにかく忙しいということになるので、そうすると、余り来ても意味がないということに。</p>
武藤会長	<p>アンケートを見ていると、データを細かくチェックするようなものをつくっておけば、皆さんが理解できるのです。説明されてしまうと、難しい言葉で言われると余計、理解できなくなってしまいます。だから、そういうのはこういう紙に書いたほうがいいのですよ。今まで私はいろいろな会合に出ていますけれども。</p>
山本委員	<p>そうすると、議員さんのアンケートはかなり重要になりますので、アンケートをどうつくるか。ここでつくっていくのは大変ですから、小委員会のようなものをつくって、アンケートを考えていただくというのはいかがでしょうか。</p>
武藤会長	<p>こんなことを言っではいけないけれども、会長、申しわけないけれども、会長が。</p>
山本委員 武藤会長 山本委員	<p>私がつくる？ つくってみて、それで、こういうものを出してみるよ、どうだいとい</p>
	<p>って見せてくださいよ。そうすると、我々がこれも足して、あれも足してというようになってくると思うのです。小委員会ですと、皆さんを集めるのは大変ですから、会長に申しわけないけれども、そういうのをやっていただいて、皆さんに、なるほどこれが足りない、あれが足りないといってやって1つにまとめたほうが早いと思えますよ。</p>

武藤会長	<p>そうですね。わかりました。</p> <p>人数も少ないし、小委員会をやるほどではないので。</p> <p>私もこのところ少し、修士論文の審査とかがあるのですが、博士論文の審査、今度は入試とかいろいろあって、なかなか時間をとることが難しいものですから、では、事務局と相談しながらアンケートの項目を考えさせていただくということで、次回あたりに皆さんにこんな内容でどうでしょうかというものを、アンケートを提示する。</p> <p>そうすると、千代田区の議員さんの活動は相当、見えてくるというか、議員さんのそれぞれの回答からわかる範囲のことは相当ふえるだろうということになるのですが、そうすると、23区の中での比較がずっと資料として出てきますから、23区での千代田区はどのくらい特殊なのか。どのくらい仕事量が多いのか、低いのか。それは前回からも、なぜ千代田区の区議会議員は議員さんとしては一番高いのか。それは物価が高いからだというのがこれまでの私たちの認識ですけれども、では、文京区や港区や中央区はどうなのかとか、そこで差があるのはなぜなのか、とかいうことは、きっちりと全部詰まるわけではないのですが、一応、考えておく必要があるのではないかと思うのです。23区の中で千代田区はどんなふうにか考えるか。それをどのように考えていくかということに関しては、23区の議長会がありますね。そういうところでは、報酬についての議論はしないと思いますけれども、23区の。</p>
山本委員	<p>お前のところは高いけれども、どうなっているのだとか、そういうのは話に出ていますよ。それは議長からよく聞きます。</p>
武藤会長	<p>誰かそういうことについて、なかなか難しいですか。</p>
山本委員	<p>千代田区は税金がいっぱい入ってきていいなとか、昔はたばこ消費税が物すごくかかっていますからね。東京駅が一番だったのですから。</p>
武藤会長	<p>都区財調のこともありますので、千代田区が特殊であることを何か数字で示す、千代田区として持っているもの。例えば確かに夜間住民は少ないのですが、昼間区民が非常に多いこととか、そのことによって職員数が、職員1人当たり住民が何人かとか、そういう数字があるのですが、それから見ると、23区の中で千代田区はやはり突出しているのですけれども、そういう意味で、小さいけれども仕事は多いということとか、そういうものを示すものがあれば、区長や議員さんの23区の中での比較の資料になるのかなと思うのです。そこを踏まえておかないと、千代田区の中だけの議論では済まないことになりますので。</p> <p>福島県の矢祭町まで比較に入れるのはどうかと思いますけれども、それはそれで、日当制を導入している自治体があるのだというものはまた、先ほどお願いしたように調べていただくとしても、どうすれば23区の中で千代田区の特徴が引き出せるのかということ踏まえておく必要があるかなと思っております。</p> <p>次回に向けて、私が考えているのはそのようなところですが、皆さん、いかがでしょうか。</p>
山本委員	<p>大いに結構です。そのほうがいいですよ。きめ細かく、理詰めでやったほうがいいですよ。ただ漠然とやったなどという笑われますからね。</p>
武藤会長	<p>そうなのです。今回はとにかく諮問事項に定め方という、今までは適否だけだったのですからね。今度は定め方を考えろというのでね。</p> <p>先ほどのボランティアも含めて、議員の半数はボランティア議員、半数はフル報酬とか、そういうことは制度的に考えられるかどうか少し深い議論をしておかないと、思いつきで言っているだけでは批判されるでしょうから、そもそもそういうことが議論になるのかも含めて考えなければいけないなと思っております。</p>
山本委員 塚本委員	<p>やはりデータが必要ですよ。</p> <p>さっき予算取りは、頑張って、頑張って分捕るという話をしていらっ</p>

総務課長	<p>しゃいましたけれども、何が一番予算獲得、ここへ残す、お金をふやす、全部持っていかれないで、何を基本に東京都と交渉していらっしゃるのですか。</p>
塚本委員 総務課長	<p>今のお話は、会長にさっきちょっとおっしゃっていただいた都区財政調整制度の中での東京都と特別区、そして特別区の中でのという、二段階の、委員のお言葉をかりて言えば、分捕るということ。 さっきそちらで。 自分で言いました。失礼しました。</p>
塚本委員	<p>その話でございますけれども、歌川が申しましたように、すごく細かい積み上げの中でやってまいりますので、ここだけという、特にことはこの分野で交渉しましょうみたいな、そういう世界ではないのでございます。本当に庁舎の維持管理から、子育て、福祉、教育、いわゆるハードもの、ありとあらゆる分野が行政はありますので、全ての項目の中でどうなのということをやっていく形になっています。 ただ、それは基本的には、財調制度の中は、そういう決まりがありまして、計算の仕方がありまして、積み上げていくと数字が出てくるのがほとんど基本でございます。その他、それぞれの自治体の特殊な事情というものの中で、わずかに交渉をすることができるのか、できないのかという世界ぐらいとお考えいただければよろしいかと思っております。 多分、細かいことだろうと思うので、むしろ予算を毎年どこに重点的に使うかという過去のものがわかると、千代田区が目指していること。子育てに使おうといったって、ここは少ないわけですから、そういう実例を見せていただくと、これからの千代田区がどういきたいのか、どうすべきなのか。その中で議員さんとか、区長、副区長、職員の方全体の予算をそこへどのくらい充てていったらいいのかが、私たちの判断材料の1つになって、非常に参考になるものですから、そういう意味で伺っております。</p>
総務課長 武藤会長	<p>財調制度の仕組みはともかくといたしまして、先ほど委員がおっしゃられた資料は次回までにそろえたいと思っております。 それでは、そろそろ時間になりましたので、今回のまとめをしたいと思うのですけれども、まずは、区長さんと議員さんの仕事の中身を把握しましょうということで、区長さんについてはそれほど把握するのは難しくないということですが、議員さんについては、25人の議員さんがそれぞれ違うでしょうから、少しアンケートでもして、その活動を確認しましょうということになりましたので、そのアンケートについては、私と事務局のほうで考えたいと思います。</p>
山本委員 武藤会長	<p>お願いいたします。申しわけありません。 23区の中で千代田区はどういう位置づけなのかということも含めて、また今後検討を進めていきたいと思っております。 先ほど藤原委員から出された、そもそも政治というのは職業とどう関係すべきなのか。マックス・ヴェーバーの議論をちゃんとわかるやつが説明しろということだったのですが、前回の審議会のときもそういう御意見があつて、私も専門ではないものですから、その部分は十分な確認をせずに来ておりますが、今回も再度の御要望ということなので、誰か話してくれる人がいるかどうかを含めて考えたいと思っております。</p>
総務課長	<p>松本委員がちょっと出られているようですが、特に皆さんのほうから御意見がなければ、次回の日程について考えたいと思うのですが、事務局、どう考えればよろしいでしょうか。 前はできるだけこの場で決めていただければというお話もあったのですが、前は12月でございまして、今が2月の頭でございまして、約2カ月でございまして、資料ということも含めまして、少なくともそれぐらいのインターバルはいただければありがたいなと思っております。た</p>

<p>山本委員 武藤会長 山本委員 番委員</p>	<p>だし、そういたしますと、4月ということで、年度の頭ということ。しかも、4月には月末から5月月初にかけてゴールデンウィークも入りますので、前回、今回ほど、何日というのを決めるのが現実的にちょっと難しいのかなという気はしておるところです。</p> <p>そうではなくて、5月ごろが一番あくわけでしょう。</p> <p>連休明けのほうがよろしいですかね。</p> <p>5月にしたらどうなの。そうお願いして。</p> <p>できれば、次年度はいろいろ弁護士会の役員の関係もあるので、今、余り読めない状況です。入れるなら入れていただいても、現時点での予定でお答えはできるのですけれども、もしかしたらちょっと、まだ来年度の日程は確認が全部できていないのです。追ってやっていただいてもいい。</p>
<p>総務課長</p>	<p>会長のほうでよろしければ、改めて、5月を目途にとということで、再度、近づいてまいりましたら、私ども事務局のほうで調整をさせていただくということではいかがでしょうか。</p>
<p>山本委員 武藤会長</p>	<p>ゴールデンウィーク明けでいいんじゃないの。</p> <p>では、ゴールデンウィーク明けをめどに、私のほうもアンケートをどうするかとか、中身をどうするかということを考えなくてははいけませんので、では、とりあえず、ここでは、ゴールデンウィーク明けをめどに、4月になってから、それぞれの役職に応じて日程が固まってくるでしょうから、そこで日程調整をするということにさせていただきます。</p> <p>では、そういうことでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これで本日の全ての審議については終了いたしましたので、第2回「特別職報酬等審議会」を終了させていただきます。</p> <p>どうもお忙しい中、ありがとうございました。</p>

— 了 —